

令和5年度監査等計画

1 基本方針

県の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第12号）に基づき以下のとおり令和5年度における監査等を実施する。

定期監査は、監査対象機関が所掌する財務に関する事務全般について、内部統制の取組状況を踏まえて、よりリスクの高い事務事業に重点化するなど効率的かつ効果的に実施する。その際、定期監査と併せて行うことがより効率的かつ効果的と認められる行政監査についても実施するものとする。

随時監査は、工事現場監査を実施するほか、早期に改善すべきと認められる事項が生じた場合など必要の都度、随時実施するものとする。

行政監査は、定期監査と併せて行うほか、社会的関心が高い課題や複数の監査対象機関で横断的に行う必要が認められる事務等についてテーマを設定して実施する。

財政的援助団体等監査、現金出納検査、内部統制評価報告書審査、決算審査、定額資金運用基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び指定金融機関等監査についても、それぞれの事務が目的に沿って行われているか、法令に適合し、かつ、正確であるか等について厳正に監査等を実施する。

2 個別実施方針

(1) 定期監査

定期監査は、「令和5年度定期監査等実施計画」（別紙1）によるものとする。

(2) 随時監査

ア 工事現場監査

随時監査のうち、工事現場監査は、令和5年6月までに実施計画を定め、同年10月から11月にかけて監査を実施するものとする。

イ 随時監査（3E監査）

定期監査の結果、特に経済性、効率性及び有効性に着目して引き続き他の監査対象機関における執行状況を横断的に監査の上、その結果を検討する必要が生じるなどした場合には、随時に監査を実施するものとする。

ウ その他の随時監査

その他、早期に改善すべきと認められる事項が生じた場合などにおいて、監査委員が必要と認めるときは、随時に監査を実施するものとする。

(3) 行政監査

ア 定期監査と併せて行う行政監査

行政監査のうち、定期監査と併せて行う行政監査は、「令和5年度定期監査等実施計画」（別紙1）によるものとする。

イ 行政監査（特定テーマ）

特定の課題についてテーマを設定した行政監査は、令和5年6月までにテーマの決定と実施計画の策定を行い、同年12月までに監査を実施した上で、令和6年3月までに報告書を取りまとめるものとする。

ウ その他の行政監査

その他、監査委員が必要と認めるときは監査を実施するものとする。

(4) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、「令和5年度財政的援助団体等監査計画」（別紙2）によるものとする。

(5) 現金出納検査

現金出納検査は、「令和5年度現金出納検査計画」（別紙3）によるものとする。

(6) 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書審査は、令和5年7月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

(7) 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査

普通会計及び企業会計に係る決算審査等は、令和5年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

(8) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等審査は、令和5年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

(9) その他

ア 指定金融機関等監査

指定金融機関等監査は、監査委員が必要と認めるときに実施するものとする。

イ 各部局業務概況説明

各部局業務概況説明は、各部局の監査の総括として令和5年9月に実施するものとする。